資料３

令和９年度別府競輪ＧⅢナイター運営等業務公募型プロポーザル実施要項

１　目的

この要項は、「令和９年度別府競輪ＧⅢナイター運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

２　業務概要

(1) 業務名

令和９年度別府競輪ＧⅢナイター運営等業務

(2) 業務目的

本業務は、別府競輪場で開催する開設 77 周年記念別府競輪ＧⅢナイター及びワールドサイクリスト支援競輪ＧⅢナイターについて、式典、イベント、ファンサービス、場内装飾及び来場者対応並びにその他開催に必要な業務を一体的かつ円滑に実施し、既存の競輪ファンの満足度向上及び新規来場者の獲得を図るとともに、開催の認知度向上及び売上向上に寄与し、別府競輪の活性化に資することを目的とする。

(3) 業務内容

開設 77 周年記念別府競輪ＧⅢナイター運営等業務

ワールドサイクリスト支援競輪ＧⅢナイター運営等業務

(4) 業務期間

契約締結の日の翌日から令和９年 11 月 30 日まで

(5) 業務履行場所

別府市亀川東町１番 36 号　別府競輪場　外

３　予算額

41,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、各年度に係る限度額は次のとおりとする。（消費税及び地方消費税を含む。）

年度	支払限度額
令和８年度	0 円

令和 9 年度	41,800,000 円

4　実施方式

公募型プロポーザル方式

5　スケジュール

日　時	事　項
令和 8 年 11 月 18 日（水）	募集公告
令和 8 年 11 月 19 日(木)から 令和 8 年 11 月 26 日(木)まで	質問の受付期間
令和 8 年 12 月 3 日(木)から	質問への回答
令和 8 年 11 月 19 日(木)から 令和 8 年 12 月 11 日(金)まで	参加申込書の提出期間
令和 8 年 12 月 15 日(火)	参加資格審査結果通知
令和 8 年 12 月 16 日(水)から 令和 8 年 12 月 25 日(金)まで	企画提案書等の提出期間
令和 9 年 1 月中旬 予定	審査(プレゼンテーション・ヒアリング)、最優秀企画提案者の選定
令和 9 年 1 月下旬 予定	審査結果の通知
令和 9 年 1 月下旬 予定	契約締結

6　参加資格

プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。

(2) 別府市公営事業局物品等供給契約の競争入札参加者選定要綱（令和 6 年別府市公営事業局告示第 2 号）第 2 条の競争入札参加資格者名簿に業種コード**「101 広告・宣伝 001 広告・宣伝」**について、入札参加資格を受けている者であること。

(3) 公募の日からプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）の日の前日までの間のいずれかの日においても別府市公営事業局物品等供給契約に係る競争入札参加資格制限基準（令和 6 年別府市公営事業局告示第 21 号。以下「参加資格制限基準」という。）の規定に基づく競争入札参加資格制限期間中ではないこと。

(4) プレゼンテーション等の日以前 3 か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた

事実がある者でないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(6) 経営者等（事業主又は法人の役員、支配人若しくはその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。

(7) 令和 2 年度（契約締結日基準）以降に、元請けとして国又は地方公共団体等が発注した、公営競技（※）に関するイベント事業、公営競技ＰＲ事業及びグレードレース式典業務のすべてに係る業務履行実績があること。

※公営競技とは、競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）、自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）、小型自動車競走法（昭和 25 年法律第 208 号）、モーターボート競走法（昭和 26 年法律第 242 号）に定められたものをいう。

7　質問の受付及び回答

(1)　質問方法

ア 受付期間

令和 8 年 11 月 19 日(木)から令和 8 年 11 月 26 日(木)までの休日を除く
午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 提出先

「17　事務局」とする。

ウ 提出方法

質問の提出方法は、質問書**【様式 2】**に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて送付する。送付後は、「17　事務局」担当者まで送付した旨を電話連絡すること。電子メール送付に当たっては、標題を「令和９年度別府競輪ＧⅢナイター運営等業務質問書」とすること。

なお、上記以外の方法(電話、口頭、郵送等)による質問は一切受け付けない。

(2)　質問への回答

提出された質問(類似の質問が複数ある場合は集約する。)及び質問に対する回答は、令和 8 年 12 月 3 日(木)からホームページにおいて公表する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答はしない。

8　参加申込の手続き

(1)　提出書類

ア 提出期間

令和 8 年 11 月 19 日(木)から令和 8 年 12 月 11 日(金)までの休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 提出先

「17　事務局」とする。

ウ　提出書類

(ｱ) 参加申込書　**【様式 1】**　1 部

(ｲ) 会社概要**【任意様式】**　1 部

※パンフレット等でも可

(ｳ) 誓約書　**【様式 4】**　1 部

(ｴ) 業務実績調書**【様式 5】**　1 部

※6 の(7)に示す履行実績を確認できる書類(契約書、仕様書等)の写しを必ず添付すること。

(2)　提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は一切認めない。郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に必着のこと。なお、不慮の事故等による紛失又は遅延等については考慮しない。

(3)　参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果通知書を令和 8 年 12 月 15 日(火)までに電子メール及び書面により通知する。なお、参加資格が認められた者に、企画提案書作成に係る**「提案者番号」**を併せて通知する。

9　応募に関する事項

(1) 資料の配布

本業務の応募に必要な資料の配布を次のとおり行う。

また、別府競輪公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)からもダウンロードすることができる。URL：https://beppu-keirin.net

ア 配布期間

令和 8 年 11 月 18 日（水）から令和 8 年 12 月 11 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」とする。）を除く、午前 9 時から午後 5 時まで。

※ホームページからの閲覧及びダウンロードに関しては、日時等の指定を設けないものとする。

イ 配布場所

「17　事務局」

ウ 配布資料

(ｱ) 実施要項

(ｲ) 別紙1　仕様書

(ｳ) 別紙2　評価基準

(ｴ) 様式1　参加申込書

(ｵ) 様式2　質問書

(ｶ) 様式3　辞退届

(ｷ) 様式4　誓約書

(ｸ) 様式5　業務実績調書

(ｹ) 様式6　提出書類表紙

(ｺ) 様式7　業務執行体制

(ｻ) 様式8　参考見積書

１０　企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和 8 年 12 月 16 日(水)から令和 8 年 12 月 25 日(金)までの休日を除く

午前 9 時から午後 5 時まで。

(2) 提出先

「17　事務局」とする。

(3) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

提出書類	作成の注意点等
(ｱ)　提出書類表紙**【様式 6】**	所定の様式により作成すること。
(ｲ)　経営概要等 **【任意様式】**	A4 判で作成すること。 経営概要等には、所在地・設立年月日・資本金・売上高・従業員数・沿革・事業内容・登録免許等を記載すること。
(ｳ)　業務執行体制**【様式 7】**	所定の様式により作成すること。
(ｴ)　企画提案書	A4 判で作成すること。 様式は自由。 やむを得ず A3 判を使用する場合は、横折込みとすること。
(ｵ)　参考見積書(税抜価格) **【様式 8】**	所定の様式により作成すること。 明細については、任意様式で可とする。ただ

	し、以下の点に留意すること。 ・宛名は競輪事業管理者宛とすること。 ・本要領３の予算額を超えないこと。 ・項目ごとの内訳及び単価、回数等を記載すること。 ・値引き等の記載は行わないこと。

※(ｱ)から(ｴ)については順番に綴じ、(ｵ)の参考見積書については別に提出すること。

※参考見積額が契約額とはならない。

(4) 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は一切認めない。

※持参にあたっては、事前に「17　事務局」に連絡すること。

※郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に必着のこと。また、封筒等の表面には、必ず「企画提案書等在中」と朱書きすること。なお、不慮の事故等による紛失又は遅延等については考慮しない。

(5) 企画提案書等の作成に係る留意事項

ア A4 縦長左綴じで、正本及び副本をホッチキス止めとし、**正本(1 部)**と**副本(9 部)**の合計 10 部作成すること。また、同等の物を PDF 形式にて「17　事務局」のアドレス宛に送付すること。

イ 副本の全ての書類において応募者名が特定できるような表示や表現は行わないこと。(特定できる場合は評価しないことがある。)

ウ 参考見積書については長形 3 号の封筒に入れ、封をして提出すること。封筒の裏面には応募者名を記載すること。

エ 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。

オ ページ番号を記載すること。

カ 専門用語、略語は説明を記述すること。

キ 仕様要件以外に提案があれば記載すること。

ク 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ｱ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(ｲ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(ｳ) 虚偽の内容が記載されているもの

(ｴ) 提案内容等が著しく逸脱したもの

ケ 予算額の範囲内での企画提案とすること。

(6) 企画提案書等の修正等の禁止

企画提案書等の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回は、審査の過程において当市が企画提案書等の補正を求める場合を除き認めない。

(7) 参加の辞退

応募者は、参加申込書の提出後又は企画提案書等の提出後に、参加を辞退する場合は、辞退届(書面)**【様式 3】**を持参により、「17　事務局」に提出すること。

なお、参加を辞退した場合に、今後、当市の行う業務等において不利益な取扱いを受けるものではない。

(8) 企画提案書等の取扱い

提出された書類については、理由のいかんにかかわらず返却しない。

１１　審査方法

本要領により、提出された企画提案書についてプレゼンテーション・ヒアリングを受け、プロポーザル審査事項により令和９年度別府競輪ＧⅢナイター運営等業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が、公正かつ公平な審査を適切に行う。

(1)応募者による「企画提案書等」の説明（プロジェクター使用等による 20 分以内のプレゼンテーション）と審査委員会による 10 分程度のヒアリングを行う。

(2)プレゼンテーション等の参加者は４名までとする。また、業務執行体制【様式７】に記載する担当者のうち、主担当者を予定している者の出席を必須とし、原則として主担当者がプレゼンテーションを行うものとする。

(3)プレゼンテーション等は非公開とする。ただし、事務局職員及び当市関係部署職員についてはこの限りでない。

１２　審査結果の公表

速やかに別府競輪公式ホームページに公表するとともに、プレゼンテーションを受けた全ての応募者に通知する

１３　情報公開

応募者から提出された企画提案書等は、別府市情報公開条例(平成 15 年別府市条例第 24 号)の公文書として取り扱うものとする。

１４ 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

最優秀企画提案者の企画提案書等（企画提案書の内容に関するプレゼンテーションでの回答を含む。）の記載内容を基本とし、本業務の目的をより効果的に達成するため、必要に応じて提案内容に修正、変更及び追加等について、最優秀企画提案者と協議を行い、業務内容を確定させるものとする。

(2) 契約の締結

最優秀企画提案者との協議が整い、本業務の仕様書が確定した後、見積書を提出し、見積金額が予定価格の範囲内であれば、別府市公営事業局契約事務規程（令和6年別府市公営事業局規則第32号）において準用する、別府市契約事務規則(平成2年別府市規則第46号)に基づいて契約を締結する。

なお、最優秀企画提案者との契約が不調となった場合には、評価点の次点者との契約交渉を行う。

(3) 契約保証金

免除（別府市契約事務規則第6条第3項第9号適用）

(4) 支払条件

ア 前金払　令和8年度　無
　　令和9年度　無

イ 部分払　令和8年度　無
　　令和9年度　無

ウ 完了払

１５　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要項等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) プレゼンテーションに正当な理由なく欠席した場合

１６　その他

(1) 本要項に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、別府市公営事業局契約事務規程その他入札契約に関する法令等の定めによるところによる。

(2) １４の(1)で確定させた本業務の仕様書（以下「確定仕様書」という。）は、別府市からの指示がない限り全て契約内容とし、履行確保に関して、その責任を負うものとする。また、事業者が契約締結後、その者の責により確定仕様書の内

容が履行できない場合は、次のとおりとする。

ア　確定仕様書の内容と履行等の内容に著しい差異があるときは、契約解除を行うことができ、また指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことができる。

イ　確定仕様書の内容が履行できなかった場合（合理的でない場合に限る。）は、減額変更契約の対象とし、また、損害賠償を請求することができるものとする。

(3) 契約締結後、不測の事態により、本業務の全部又は一部が履行できなかった場合は、当市と事業者で協議を行い、契約金額の変更を行うことがある。なお、この場合による指名停止等措置要領に基づく指名停止は行わない。

(4) 参加申込書等及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 費用負担

応募者が、本業務に係る応募に関して要した費用については、全て当該応募者の負担とするものとする。

(6) 著作権

企画提案書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当市は、本業務の公表及びその他当市が必要と認める場合、事業者と協議のうえ、提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

(7) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

(8) 提供する資料等の取扱い

当市が提供する資料等は、本業務への参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。

１７　事務局

〒874-0022　別府市亀川東町 1 番 36 号

別府市公営事業局　担当：小島

電話：0977-67-5578

ＦＡＸ：0977-67-8382

e-mail：keirin-ep@city.beppu.lg.jp